

第4章 こども計画の基本的な考え方



1 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を、こどもや若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべてのこどもや若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、心身の状況や置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、社会全体としてこどもや若者の養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、こども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応するため、本計画では、これまで推進してきた「子どもいっぱい 元気な“かたの”～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～」の基本理念を継承し、さらにこどもや若者一人ひとりの成長発達段階を踏まえ、ライフステージ毎に基本目標を設定します。

こどもや若者が個人として尊重され、地域全体でこどもや若者、子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心な子育て環境を整えるとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるように支援することで、すべての人がこどもや若者とともに元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

こどもや若者は、未来のまちの担い手です。誰もが安心してこどもを産み育て、すべてのこどもや若者が生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりの実現をめざして、下記を計画の基本理念として定めます。

子どもいっぱい 元気な“かたの”
～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～

2 施策の体系

基本目標1 こどもを産み育てることができる まちづくり

こどもの誕生前 ～幼児期 (0～6歳)	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援 (2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実 (3) 質の高い幼児期の幼児教育・保育の推進
---------------------------	--

基本目標2 こどもが成長できる まちづくり

学童期・思春期 (6～18歳)	(1) 学校教育の推進 (2) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実 (3) 思春期保健対策の充実 (4) こどもの成長を見守る体制づくりの推進 (5) こどもの居場所づくりの推進
--------------------	--

基本目標3 若者が自立できる まちづくり

青年期・ポスト青年期 (18～39歳)	(1) 困難を抱えた若者への自立支援の推進 (2) 青年期の相談支援体制の充実
------------------------	--

基本目標4 こどものすべての成長過程にわたる支援

すべてのこども	(1) こどもの権利の保障 (2) こども・若者の意見聴取 (3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実 (4) 障がいのあるこども（支援の必要なこども）の ライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進 (5) 「食育」の推進 (6) スポーツ・文化・レクリエーションの充実 (7) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進
---------	---

基本目標5 子育て当事者に対する支援

子育て当事者	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 子育て家庭への経済的な支援の充実 (3) 外国につながるこどもと保護者への支援・配慮の充実 (4) 男女共同参画・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (5) 地域における子育て支援ネットワークの充実 (6) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実 (7) 地域における子育て支援の充実 (8) 地域環境を活かした多様な活動の推進
--------	--